

# 指定訪問リハビリテーション及び 介護予防訪問リハビリテーション運営方針

## 1 事業の目的

要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

## 2 運営の方針

要支援又は要介護状態となった場合でも、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図るものとする。

## 3 職員の職種及び員数

医師 1名  
理学療法士 1名

## 4 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日  
(但し、祝祭日および12月30日から1月3日までは除く。)  
営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

## 5 利用料

厚生労働大臣が定める基準額の1割の額とする。  
(所得の状況により、2割または3割の場合あり。)

## 6 通常の事業の実施地域と訪問に要する費用

通常の事業の実施地域は那須烏山市とし、実施地域以外に居住する利用者に対して行う訪問に要する費用は、次の額とする。但し、当事業所から10km未満の地点に居住する利用者の費用は免除する。

- ① 通常の事業の実施区域を越えた地点から、概ね10km未満 (往復) 300円
- ② 通常の事業の実施区域を越えた地点から、概ね10km以上 (往復) 500円